

### 琉球国王の皮弁冠服

原田, 禹雄 / HARADA, Nobuo

---

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究 / 沖縄文化研究

(巻 / Volume)

27

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

76

(発行年 / Year)

2001-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00002585>

# 琉球国王の皮弁冠服

原田 禹雄

はじめに

琉球国中山王は、永樂二年（一四〇四）の武寧の冊封以来、尚巴志を除けば（一）、冊封のたびに、明皇帝から、皮弁冠服・常服および緞匹が頒賜された。これら頒賜の冠服と緞匹の实物は、現在、沖縄には保存されてはいない。しかし、『歴代宝案』や冊封使録に収録された冊封の勅諭に、頒賜の内容が明記されており、それらを手がかりに、観念的ではあるが、その概要を把握することができた。

平成八年二月、京都国立博物館は、京都の妙法院の宝物調査を実施した。その時、土蔵のなかの唐櫃から、唐装束が発見された。そして、その唐装束は、同博物館の工芸室長の河上繁樹によって、万

曆二十四年(一五九六)に、明の神宗顕皇帝から豊臣秀吉に、大坂城で頒賜されたものであることが確かめられた。河上は、これらの装束を、服飾染織史の視点で研究をし、予報的に「龍になれなかつた秀吉——妙法院伝来の明服」(『西陣グラフ』四八七・一九九七)で紹介をし、本格的には、「豊臣秀吉の日本国王冊封に関する冠服について——妙法院伝来の明代官服」(『学叢』二〇・一九九八)として発表した。そして、豊臣秀吉の遺品の明の装束は、まぎれもなく、万暦七年(一五七九)に、蕭崇業と謝杰によって尚永に、万暦三十四年(一六〇六)に、夏子陽と王士楨によって尚寧に頒賜されたものと、完全に一致していた。

平成十一年四月六日から五月九日まで、京都国立博物館で、特別展覧会「妙法院と三十三間堂」が開催され、新発見の明代の装束が、冊封の詔勅(2)とともに展示された。沖繩には何ひとつ残されていない、琉球国王の明代の冠服と同じもののいくつかを、この眼で実際に見ることができた。この特別展の目録には、出品されたものの図版がカラーで収録されているとともに、河上の「爾を封じて日本国王と為す——明皇帝より豊臣秀吉へ頒賜された冠服」の概説と、衣服と勅諭の解説がある。

また、会期中の四月十七日、「爾を封じて日本国王と為す——秀吉の唐装束」と題して、河上の土曜講座が行なわれ、レヂメとカラーをスライドを使用しての、迫力のある周到な講演が実施された。以下、小論で、「河上によれば」と記しているのは、これらの著述と、講演をさしている。

私自身、これまで、琉球国王の冠服について、ささやかな論考を試みたことがある(3)。それらは、実物を見ないで、単なる推測による小論でしかなかった。ここで、改めて、対象を皮弁冠服にしぼりこんで、その全容を考究することとした。同時に頒賜された常服については、別の機に論考することにした。

### 皮弁冠服の頒賜

『歴代宝案』(以下、宝案と略記する)と、冊封使録(4)(以下、陳使録・郭使録・蕭使録・夏使録と略記する)によって、私共は、明朝廷から琉球国王へ頒賜された皮弁冠服の内容を、くわしく知ることが出来る。琉球国王として、最初に皮弁冠服の詳細を知ることができるのは、尚徳である。以下、列記する。頒賜された人名の次の( )は出典、その下の西暦年は実際に頒賜された年(5)である。

尚徳(宝案一〇一—一六) 一四六三

皮弁冠服一副

七旒早皺紗皮弁冠服一頂 旒珠金事件線條全

玉圭一枝袋全

五章錦紗皮弁服一套

大紅素皮弁服一件

白素中単一件  
縹色素前後袈一件  
縹色素蔽膝一件玉鉤線索全  
縹色粧花錦綬一件  
縹色粧花佩帶一付金鉤玉素打瑠全  
紅白素大帯一条  
大紅素紵糸烏一双襪全  
大紅平羅銷金雲夾袍袱四条

尚円(宝案一〇一―二〇)一四七二

皮弁冠服一副  
七旒阜皺紗皮弁冠一頂旒珠金事件全  
玉圭一枝袋全  
五章錦地紗皮弁服一套  
大紅素皮弁服一件  
白素中単一件

縹色素前後袈一件  
縹色素蔽膝一件玉鉤全  
縹色粧花錦綬一件  
縹色粧花佩帶一副金鉤打瑠全  
紅白素大帯一条  
大紅素紵糸烏一双襪全  
丹礬紅平羅銷金雲包袱四条

尚真(宝案一〇一―二四)一四七九

皮弁冠服一副  
七旒阜皺紗皮弁冠一頂  
玉圭一枝袋全  
五章絹地紗皮弁服一套  
大紅素皮弁服一件  
紅白素大帯一条  
白素中単一件

縹色素蔽膝一件玉鉤全  
縹色粧花錦綬一件  
大紅素紵糸烏一双襪全  
丹礬紅平羅銷金夾包袱四条  
縹色粧花佩帶一副金鉤玉打瑣全

尚清(陳使録・宝案一—〇二—〇三)一五三四  
皮弁冠服一副

七旒卓皺紗皮弁冠一頂旒珠金事件全  
玉圭一枝袋全  
五章絹地紗皮弁服一套  
大紅素皮弁服一件  
素白中單一件  
縹色素前後裳一件  
縹色素蔽膝一件玉鉤全  
縹色粧花錦綬一件金鉤玉打瑣全

紅白素大帶一条  
大紅素紵糸烏一双襪全  
丹礬紅平羅銷金夾包袱四条

尚元(郭使録)一五六一  
頒賜同前

尚永(蕭使録)一五七九  
皮弁冠服一副  
七旒卓皺紗皮弁冠一頂旒珠金事件全  
玉圭一枝袋全  
五章絹地紗皮弁服一套  
大紅素皮弁服一件  
素白中單一件  
縹色素前後裳一件  
縹色素蔽膝一件玉鉤全

纏色粧花錦綬一件金鈎玉訂瓊全

紅白素大帯一条

大紅素紵糸烏一双襷全

丹礬紅平羅銷金夾包袱四糸

尚寧(夏使録・宝案一—〇一—二九)一六〇六

皮弁冠服一副

七旒阜皺紗皮弁冠一頂旋珠金事件全

玉圭一枝袋全

五章絹地紗皮弁服一套

大紅素皮弁服一件

素白中單一件

纏色素前後袞一件

纏色素蔽膝一件玉鈎全

纏色粧花錦綬一件金鈎玉訂瓊全

紅白素大帯一条

大紅素紵糸烏一双襷全

丹礬紅平羅銷金夾包袱四糸

以上が、明皇帝から琉球国王に頒賜された皮弁冠服の内容である。文字に、わずかな差がありはするが、原則的に、全体を通じて、同じ物件が頒賜されてきたことがわかる。旧章に従うことが、歴代皇帝の方針であったから、それは当然であった。

次に、豊臣秀吉への頒賜の物件をあげる。図一は、妙法院展に展示された、宮内庁書陵部保存の、神宗顕皇帝からの豊臣秀吉へあてた勅諭の部分である。日付は万曆二十三年(一五九五)正月二十一日である。万曆帝から、尚永(一五七九)・秀吉(一五九六)・尚寧(一六〇六)の順で頒賜されたことになる。頒賜の書式は、尚寧のものに最も近い。

勅諭のうち、〈皮弁冠一副〉から〈丹礬紅平羅銷金夾包袱四糸〉までが、皮弁冠服の一セットである。これらのうち、妙法院に現存しているのは、皮弁服・中単・袞・烏および玉佩である。

秀吉への頒賜の皮弁冠服が、琉球国王に頒賜されたものと、同一であることは明らかである(6)。秀吉宛の勅諭の原文のすぐれている点は、段差のある書き分けによって、それぞれの表題と、その内容とが判然としていることである。つまり、一口に皮弁冠服というが、その内容は、次の三つの部分

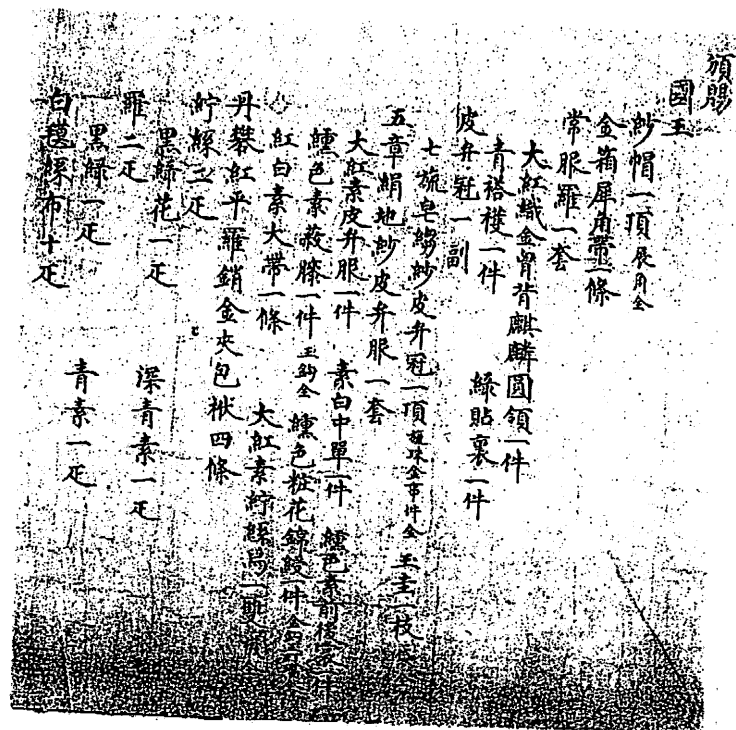


図1 豊臣秀吉冊封勅諭 (宮内庁)

から成ることがわかる。

- ・皮弁冠一副(7)
  - ・五章絹地紗皮弁服一套(8)
  - ・丹紫紅平羅銷金夾包袱四條
- であつて、冠と服と包装用品の三つである。

以下、この勅諭の順に、皮弁冠服のひとつひとつを『大明会典』(以下、明会典と略称する)の冠服の永樂三年定の記述、実物、および御後絵について、考察をする。

### 皮弁

皮弁(9)は、中国では冕に亞ぐ冠である。明の皇帝は、天地と宗廟を祭るときと、正旦・冬至・万寿聖節には、袞冕を着用した。そして、朔望・視朝・降詔・降香進表・四夷朝貢朝覲のときは、皮弁冠服を着用した。

永樂三年(一四〇五)定の皇帝の皮弁は、黒い紗でおおわれ、前後にそれぞれ十二の縫(10)があつて、その中にそれぞれ五采の玉十二をちりばめる。縫と冠武(11)、それに簪を通す部分と、纒をつなぐ部分は、金で飾る。簪は玉である。紘(12)と纒(12)は朱色。皮弁の縫を飾る玉は、赤・白・

表 1

皮 弁	縫数	采玉色数・色順	毎縫玉数	簪
皇 帝	12	5 赤白青黄黒	12	玉
皇 太 子	9	5 赤白青黄黒	9	金
親 王	9	5 赤白青黄黒	9	金
親王世子	8	3 赤白青	8	金
郡 王	7	3 赤白青	7	金

青・黄・黒の順である(13)。

皇帝以下、皮弁を着用できるのは、皇太子・親王・親王世子・郡王までである。皇帝以下、皮弁の装飾の質と量は通減する。それを、明会典から表示すると、表一のようになる。

琉球国王に頒賜された皮弁は、〈七旒〉と記されている。旒はタマダレの意で、冕の前後に垂れさげる玉である。皮弁は、前後に玉を垂れさげるといふことはない。従って、ここにいう〈旒〉とは、当然、〈会〉または〈縫〉であり、そこを飾るのは〈璫〉であつて、「冕ならば七旒に相当する」という心意をふくむものと思われる。これは、後述の皮弁服で、章数は織られていないにもかかわらず、〈五章〉と記していることと通底しよう。

明会典は、皮弁は烏紗をかぶせる、と記述している。わが国の紗は、最も簡単なモジリ織の組織で、地タテ糸とモジリタテ糸を一本づつ交互に配列し、モジリタテ糸を地タテ糸の左右に出してモジらせ、ヌキ糸一本織りこむたびに組織させる。会典にいう、皮弁をおおう烏紗が、このような紗であるかどうかは、妙法院には、皮弁が残されていない

## 皮弁圖

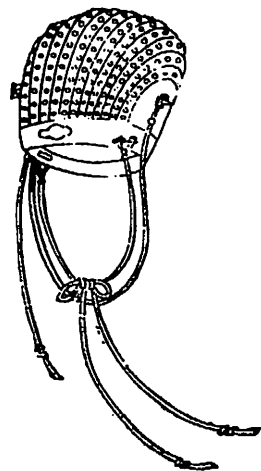


図 2 皮弁 (明会典)



ので、明らかではない。

琉球国王の皮弁は、一貫して卑縹紗と記されている。鳥も阜も、黒色の類である。わが国では、阜は「へくり」と訓じ、上代で黒と阜とに差はなかった。後世になって、その黒から椽や墨が分かれてくると、阜はやや赤みのある黒をさすようになった。しかし、中国では阜は、ドングリの阜斗に由来し、タンニン質の染料を鉄媒染で出した色である。鳥と阜とが、同じ黒なのかどうか、身分的に黒にも差があったのかどうかについて、今の私には明らかではない。

縹とは、シボないしシジラであって、縹をかけて織って作る。皇帝の皮弁の鳥紗に、シボとかシジラがあつたとは、これだけの表現だけでは考えられない。ただの紗と、シボとかシジラのある紗に、身分上の差があるかについても、さだかではない。しかし、少くとも、琉球国王の皮弁にかぶせてあつた黒い紗は、平滑な感じのものではなく、ザラザラとした感じのものであつただけでは、たしかである。

琉球国王の皮弁は、七縫、古風にいえば七会で、それぞれの縫に、三采玉が七個飾られていた。三采の玉とは、赤・白・青である。玉というからには、天然の玉石から作られたもので、人工による七宝の類ではあるまい。とすれば、赤玉・白玉・蒼玉であつて、しつとりと落ち着いた色彩であつたはずである。中央を示す黄玉と、北を示す玄玉のないのは、臣下として北面することを象徴するのである。北極星を中心に、諸星がめぐるように、北極星は皇帝の象徴であつた。

皮弁は、琉球方言でタマンチャブイという。へたまのみかぶり」に由来する語である。『混効驗集』乾の衣服には、「たまむきやぶり 玉の御冠」とある。それほどに、皮弁の玉は、すべての人に印象が深かつたのである。

皮弁を貫ぬく簪は、皇帝だけが玉であつて、皇太子以下は金である。琉球国王も、当然、金の簪であつた。琉球国王の簪は、黄金美髮差こがねみかまぢといい、クガニンチャンジャシと詛る。龍頭が浮彫りにされていた。金製の簪は、劣化のおそれはないから、伝世品として保存されていたと推測される。

琉球国王の歴代の冠服を推測する手がかりには、御後絵おごごゑ（14）がある。鎌倉芳太郎の『沖繩文化の遺宝』に掲載された肖像画は、モノクロームの寫真で、色彩は明らかではないが、私共は多くのことを、その画像から学ぶことができるはずである。尚円・尚真・尚元・尚寧・尚豊・尚貞・尚敬・尚穆・尚瀬・尚育の十人の琉球国王の御後絵がある。これらの写真を、以下へ御後絵」とよぶ。ほかに、尚恭と尚純の御後絵があるが、国王ではなく、皮弁冠服を着用していないので、小論ではとりあげない。尚円から尚豊までが明代、尚貞から尚育までが清代の琉球国王である。つまり、尚円から尚豊までは、冊封礼のたびに、明の朝廷から、皮弁冠一副と皮弁服一套が頒賜されていた。従つて、その御後絵の皮弁は、当然、明の制のものはずである。



図4 尚真御後絵 (鎌倉芳太郎原図)



図3 尚円御後絵 (鎌倉芳太郎原図)

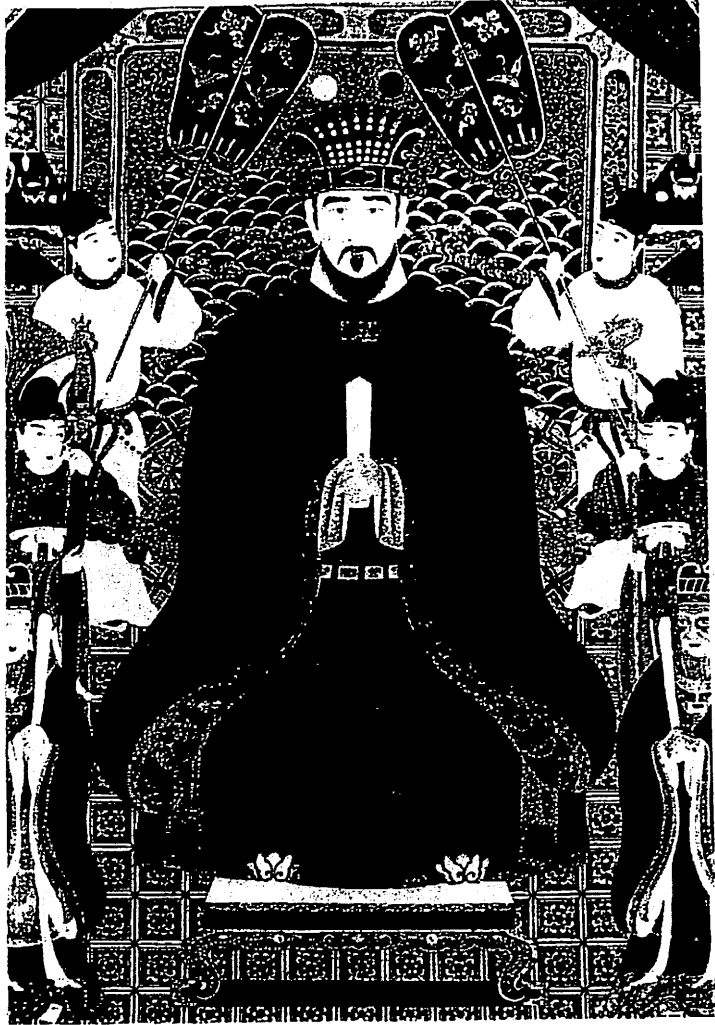


图6 尚寧御後繪（鎌倉芳太郎原図）



图5 尚元御後繪（鎌倉芳太郎原図）



図 6 尚貞御後絵 (鎌倉芳太郎原図)

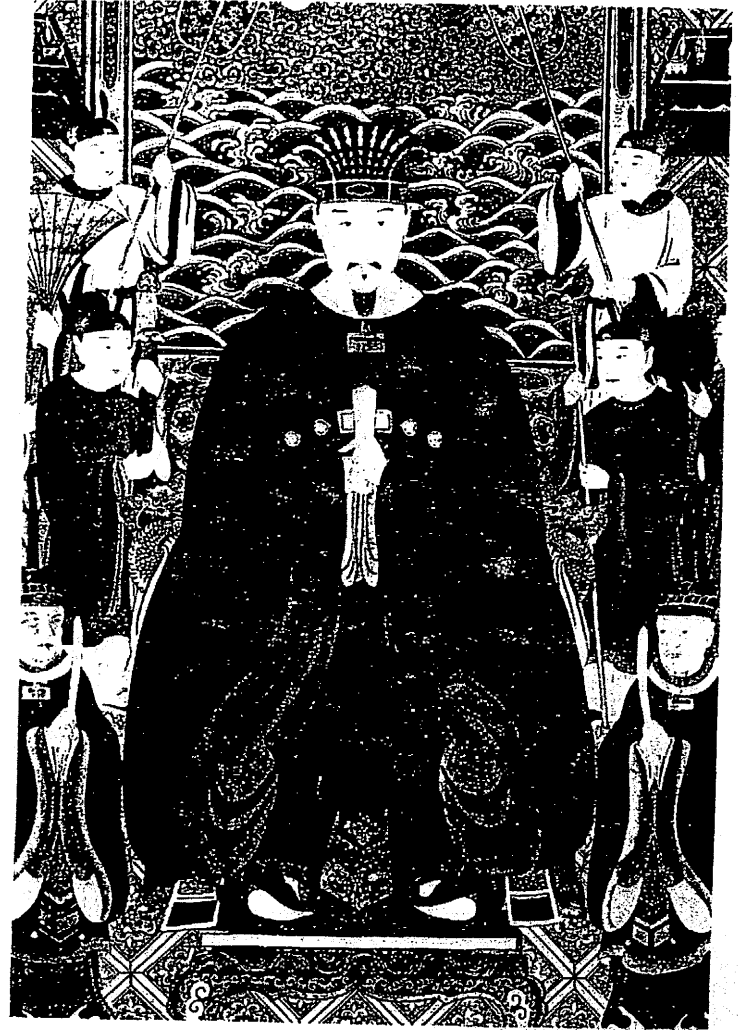


図 7 尚豊御後絵 (鎌倉芳太郎原図)



图10 尚穆御後繪（鎌倉芳太郎原図）



图9 尚敬御後繪（鎌倉芳太郎原図）



図12 尚育御後絵 (鎌倉芳太郎原図)

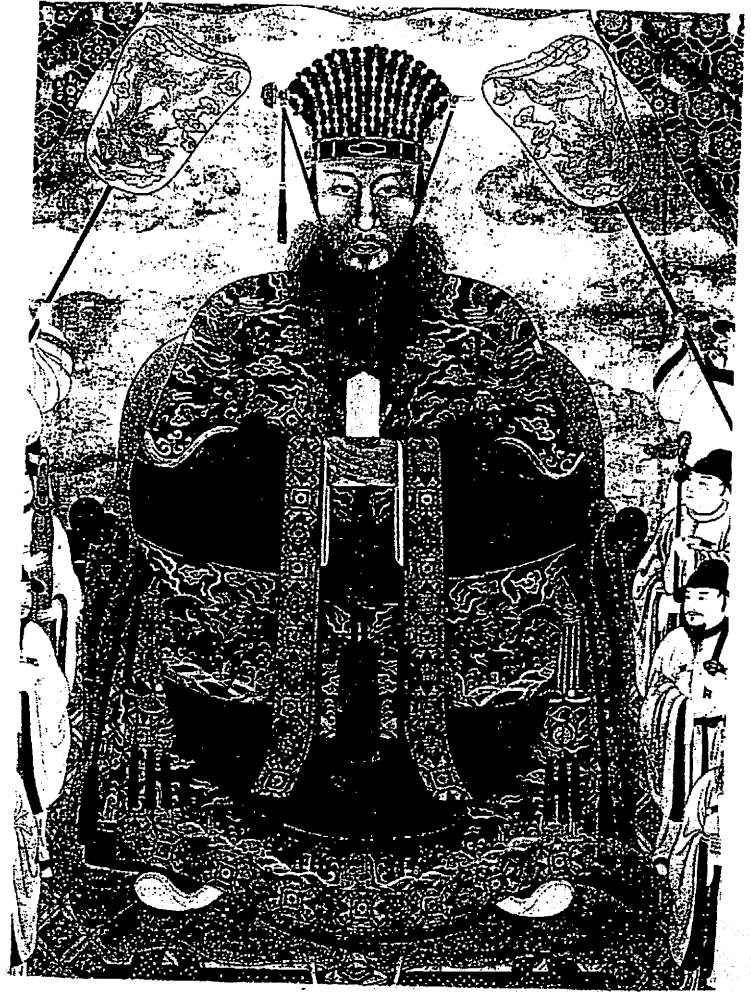


図11 尚灝御後絵 (鎌倉芳太郎原図)

尚円の皮弁は、七縫で、更にその両側に、蕨手の形が一本つつ加えられている。この蕨手は、金線によって形成されていると考えられる。図二の皇帝の皮弁は、十二の縫の外側に、琉球国王のように目立った形の蕨手はない。この蕨手は、尚豊の皮弁まで継続している。

皮弁を貫ぬく簪は、尚真の御後絵には描かれてはいないが、他の明代の国王は、すべて描かれている。しかし、清代の国王の簪のように目立ったものではない。

明代の国王の御後絵で共通しているのは、冠の紐である紘と纓とが、描かれていないということである。朱色の紘と纓は、黒い皮弁とのコントラストも鮮やかで、装飾性が強調できるはずであるが、なぜか、全く描かれていない。

冠武の金色の窠文は、明会典の皇帝の皮弁と共通する。

以上をまとめると、琉球国王の明代の御後絵の皮弁は、七縫という定制は遵守されている。恐らく、毎縫に三采玉七個という定制も守られているものと考えられる。しかし、なぜか、紘と纓とは描かれてはいない。尚真を除けば、金の簪は、目立たぬ形ではあるが、描かれている。

琉球国王は、尚質以後は、清朝廷から冊封を受けている。明清交替に伴う冠服の上での大きい変化は、明朝廷が琉球国王に冠服を頒賜していたに反し、清朝廷は琉球国王に冠服を頒賜せず、緞匹を賜予しただけであるということである。『琉球国由来記』巻一の王城之公事の正月の朝拝御規式に、こ

んな注記がある。

《聖主〈明朝之御装束ナリ〉》

《昔者、思弟部・按司者袷衣、其以下者朝衣也。法司官・親方部・正議大夫、赤色。座敷・当、

黒色之唐束帯也。及久米村官員等、明朝ノ冠服着ストイヘドモ、至二清朝一、都テ琉冠服ニ更ナリ）

つまり、清朝になってからは、琉球国王だけが、明制の冠服をした、というのである。もともと、これには例外があつて、江戸城へ行くときは、琉球の使者たちは明装束をした。清朝になって、琉球国王の皮弁の補給は断られた。皮弁の耐用年数を過ぎた時は、当然、琉球側で、皮弁を調達する必要が生じた。

清朝になって、皮弁について、琉球内で二つのことが記述されている。『球陽』の二つの記述をあげる。

《巻一一尚敬王（一七七年、一七二九）

皮弁冠に七色の珠を用いること

国王の皮弁冠は、もともと七色の宝珠を用いて彩飾としてきた。康熙己亥（五八年、一七一九）、冊封使が来臨あそばされたとき、改めて三色を用いた。この年になって、百官が僉議をして、かさねて、七色の珠を用いて、その冠を飾ることにした》

## 《卷一五尚穆王（三年、一七五四）》

皮弁冠に縫と玉の数を増すこと

皮弁冠（つまり玉御冠タマンチャーブイである）は、もとの制は九縫で、その中央の七縫は、五色の宝珠や金銀の玉を用いて飾りとし、左右の二縫には、玉の飾りはなかった。乾隆十九年（一七五四）になって、始めて、三つの縫を加えて、あわせて十二縫とし、その中央の八縫は、縫ごとに珠玉二十四顆を用い、左右の二縫は、縫ごとに二十顆を用い、二縫は、縫いごとに十七顆を用い、合わせて珠玉二百六十六顆とすることと定めた（その皮弁は、乾隆二十年に造成し、二十一年になって、冊封ののちにはじめてお用いになった）

御後絵で、清代の琉球国王の皮弁をみると、尚貞と尚敬の皮弁は、九縫になっている。これは、明代の皮弁の両側の蕨手の金線が、縫に変化したものと推測される。左右の二縫には、しかし、采玉の飾りがないから、原則としての七縫が、まだここでは生きていたと考えてよい。しかし、『球陽』の尚敬の項で、本来、琉球国王は、三采玉を各縫に飾るべきであるものを、七色にしている。《もともと七色の宝珠を用いて彩飾としてきた》とは、明らかに誤りである。《七旒》の意味を、完全にとりちがえて、七色の宝珠と勘違いしたのであろう。中国の皇帝でさえ、五行すべてをあらわす五采玉なのである。

モノクロームの御後絵から、采玉の色を知ることができない。しかし、もし尚敬の皮弁の采玉の色が、『球陽』に記されているように、七色であるとすれば、色に関しては、中国の皇帝を超えるアナーキーなものである、ということになる。『球陽』の尚穆の記述から類推すると、この七色というのは、赤・白・青・黄・黒の五色に、金と銀の二色を加えたものである。

尚穆・尚灝・尚育の御後絵は、『球陽』に記すとおり、十二縫である。明の皇帝と同じ縫数にしている。しかし、明の皇帝は、各縫に五采玉を十二個、つまり五采玉を一四四個つけているのであるが、『球陽』は、七采玉を二六六個つけたとしている。明の皇帝の皮弁と、縫数は同じとしても、七采玉二六六個とは、アナーキーの極みとしかいえないようがない。つまり、清代となり、年月が経過するにつれて、明代の皮弁に関する旧規が、完全に失なわれるとともに、それを明確にする能力も失っていたのであろう。尚穆・尚灝・尚育の皮弁は、変容というものではなく、似ても似つかぬものであるといえる。尚家に伝来された、この似ても似つかぬ皮弁が、時折、展示され、また、皮弁の解説が、この似ても似つかぬものに終始していることが多いのは、琉球学にとって、不幸なことである。

尚貞の御後絵は、明代の各王と同様、金の簪は描かれているが、皮弁の紐の紘と纒は描かれていない。ところが、尚敬の御後絵は、紘と纒とが、明確に描かれている。左の簪から頤下を通り、右の簪へゆき、そこから垂れ下がっている朱色の紐が紘である。冠武の両側から頤の下へゆき、そこで蝶結びにされている朱色の紐が纒である。皮肉なことに、縫数や采玉の色で故実が失なわれたとき、皮弁の紐の故実は復元された。尚穆・尚灝・尚育の三王は、美髯のために纒ははっきりしないが、紘



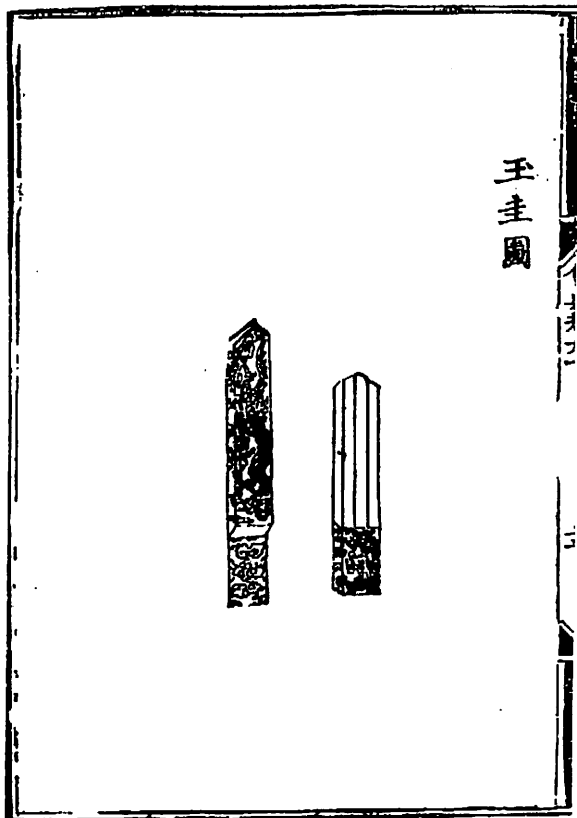


図13 玉圭と韜 (明会典)

は美しく描かれている。

### 玉圭

〈皮弁冠一副〉の内容は、七旒縹紗皮弁冠一頂と玉圭一枝が一セットになっている。頭の皮弁冠と、両手で持った玉圭が、最も端的に身分を示すからであろう。

琉球方言で、玉圭をワイフというが、これは割符から出た言葉である。中国には、〈折圭〉という言葉がある。天子が諸侯を封ずるとき、圭を半分に切り、その片方を諸侯に賜予し、もう片方を天子がこれを藏して信とする、というのである。琉球方言のワイフの原義を伝える言葉である。方言でまた、ウクリともいう。私は〈御位〉から出た言葉ではないかと、推測している。

明会典の皇帝の皮弁服の項では、

《玉圭(15)の長さは、冕服の圭と同じ。脊ならびに双植文があり、その上方が切つてある。黄綺でその下をつつみ、韜があつて、金龍文である》

と、ある。皇太子とそれ以下の人たちの玉圭は、すべて冕服の内制と同じものが用いられるが、あまりくわしい説明はされていない。

明制の玉圭は、『説文』(16)に示されているものとは、かなり異っているが、位階によって長さが異なる点は共通している。身分による玉圭の制の差を表二に示す。

表 2

玉 圭	長 さ	約
皇 帝	一尺三寸	黄綺
皇 太 子	九寸五分	錦
親 王	九寸二分五厘	錦
親王世子	九寸	錦
郡 王	九寸	錦

皇帝の玉圭には、中心部に脊梁状の突出があり、その両側にタテの線が刻まれている、というのであろう。長さに変りはないが、皇帝は冕服のときは、鎮圭を持ち、その圭には山が四つ刻まれている。皇太子以下、郡王までの玉圭は、冕服と皮弁服の時とのちがいはない。表二に示したように、長さが心持ちちがうだけである。

表二に、〈約〉としてあげたのは、玉圭を両手で持つとき、両手の当る圭の下部に巻かれた絹織物である。皇帝は、黄色の綺(17)、皇太子以下は、錦(18)である。

皇帝は、玉圭の袋である韜には、金龍文がついている。皇太子以下は、玉圭の袋である韜は、錦で作られていたと思われる(19)。

以上の点からみて、琉球国王の玉圭は、長さは九寸、圭の下の方は、錦でまいてあり、錦で作られた玉圭を包む袋、つまり韜がついていた、と考えられる。勅諭は、韜ではなく袋とある。韜と袋との間に、身分的な差があるのか否かは、不明である。

玉圭は、玉で作られていて、いくら保存していても、劣化するものではない。手で持つ部分、つまり約の錦と、袋の錦さえ、時々、更新すれば、いつまでも使用できる。従って、清代になっても、玉

圭だけは、著しい変容が起るはずはない、と考えられるし、御後絵においても、著変はみとめられない。

すべての御後絵で、琉球国王が玉圭を持つ場合、左手を前にしている。中国では、両手を胸の前で重ねる場合、男は吉事には、左手を前にし、凶事には右手を前にする。女は、男と逆にする。つまり、すべての御後絵は、吉事の手の位置が描かれているのである。

### 五章絹地紗皮弁服

豊臣秀吉への勅諭が、大変わかりやすい形で書かれているが、それにも見られるように、〈五章絹地紗皮弁服一套〉とは、皮弁服・中単・前後裳・蔽膝・錦綬・大帯・鳥の一セットをあらわしている。皇帝の皮弁服について、明会典は、

《縫紗袍は、同じ色の領・標・襖・裾をつける。

紅裳は、冕服の内裳の作り方と同じである。しかし、章数は織らない。

中単は、素の紗で作る。深衣の作り方と同じである。領・標・襖・裾は紅。領には、黻文を織る」と、記述している。皇帝の皮弁服の紅裳は、冕服の内裳と同じ作り方なのだが、内裳の文様は、皮弁服の紅裳では、織り出されていないというのである。内裳の文様とは、

《縹裳は四章である。藻(20)・粉米(21)・黼(22)・黻(23)を、それぞれ二つつける》

表 3

冕服	章数	衣裳章数	衣 章	裳 章
皇帝(25)	12	玄衣 8 纁裳 4	日・月・龍・星辰・山・火・華虫・宗彝	藻・粉米・黼・黻
皇太子	9	玄衣 5 纁裳 4	龍 山・火・華虫・宗彝	藻・粉米・黼・黻
親王	9	青衣 5 纁裳 4	龍 山・火・華虫・宗彝	藻・粉米・黼・黻
親王世子	7	青衣 3 纁裳 4	火・華虫・宗彝	藻・粉米・黼・黻
郡王	5	青衣 3 纁裳 2	粉米・藻・宗彝	黼・黻

と、ある。

天子の袞服十二章とは、玄衣の八章と、纁裳の四章である。そして、皮弁服の場合は、上衣と裳には、章を織り出さない、というのである。事実、琉球国王の場合でも、皮弁服のうち、十二章の中の章が織り出されているのは、中単の領だけである。文様のない皮弁服に、わざわざ「五章」と記した理由は、琉球国王に冕服が頒賜されなかったためと推測される。つまり、皮弁服そのものは、章が織り出されていないので、ここに賜予する皮弁服は、五章相当のものである、と明記する必要があったのであろう。

冕服について、明会典の永樂三年（一四〇五）定の文様を表示する。表三に示したように、五章とは郡王のものであって、皮弁同様、その服もまた、琉球国王には郡王相当のものが与えられていたことがわかる。皇帝から親王世子までの章は、衣裳が通減されており、裳章には変りはない。衣裳の通減の実際を表からみると、皇帝のつけている八つの衣裳にも、尊貴のものと、そうでないものの差があることが推測される。天にあって光を放つ日・月・星辰は、皇帝にだけつけられている

る文様である。天と地をつなぐもの、つまり龍と山とは、皇帝から親王までにだけつけられる。

郡王の章は、皇帝から親王世子までの通減の章とは、大きく異なっている。宗彝(24)だけが、共通の衣裳であるが、それまで裳章であった粉米のひとつが、郡王の青衣の肩につけられ、両袖に粉米二つと、藻と宗彝が三つづつつけられている。

絹地紗については、次項で河上の記述を紹介する。

### 大紅素皮弁服

琉球では、国王の皮弁服は、その全体を唐衣裳とよんでいる。後世、御蟒緞とか御蟒紗の名が生まれているが、これらは、清代になって、清朝廷から頒賜された蟒緞で、皮弁服らしきものを作つてからの称であつて、もとより明制の「大紅素皮弁服」とは、似ても似つかぬものである。

明会典は、皇帝の皮弁服について、

《絳紗袍は、同じ色の領・標・襖・裾をつける》

と、記すだけである。以下、郡王に至るまで、全く同文である。絳は赤い色、紗は目のあらい薄地の絹織物である。袍とは、長衣の一種で、普通、膝蓋より下までの長さがある。時代により、位階により、その色が定められていた(26)。明会典の図でも示されているように、袍の共裂で、領・標・襖・裾が別につけられていたことになる。明会典では、冕服の玄衣と青衣・皮弁服の絳紗袍とは、共裂で

## 絳紗袍圖

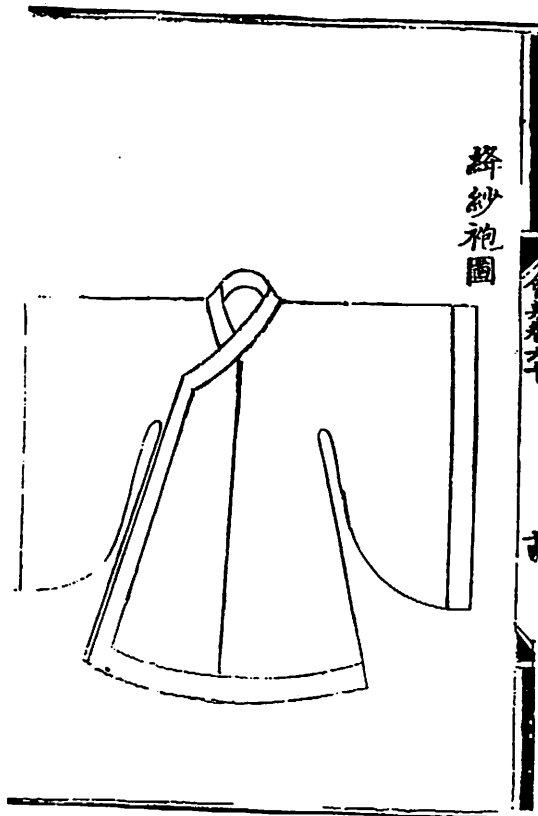


図14 皮弁服 (明会典)

領・標・襖・裾が別につけられている。ところが、燕弁冠服の玄端服は、黒色で仕立てた服には、皇帝の場合、龍文の別裂で領・標・襖・裾がつけられており、更に胸に蟠円龍、背に蟠方龍がつけられている。

〈素〉には、〈白〉と〈無地〉の意がある。この素は、当然、無地のことであって、喪服の色である白ではあり得ない。皮弁服は、無地であって、文様はついていないのである。

琉球国王と同一の皮弁服は、妙法院に実物が保存されており、その調査と研究をした河上は、次のように述べている。

『秀吉への頒賜品目録の「大紅皮弁服一件」は、『大明会典』にいう「絳紗袍、本色標襖裾」とあるのに相当する。絳は赤色、紗は目の粗い薄地の絹織物である。『大明会典』に掲載された皇帝の皮弁服の絳紗袍図からもわかるように、この袍は大袖、大襟の形式であり、袖口や襟から襟下・裾にかけて別裂で縁取りがある。領・標・襖・裾を本色としたのであろう。これに合致すると考えられる遺品がある。一部が黄色に変色しているが、紅染による赤色を呈し、生地は平組織で、緯糸は無撚りで太く、経糸は無撚りで細く、二本づつ寄った箆目がある。頒賜品目録にいう「絹地紗」が、これに相当すると考えられる。絹は平織をいい、紗は、一般に隣接する二本の経糸が、緯糸一越ごとに緜れた緜組織の織物をいうが、この皮弁服の生地は、箆羽一目に経糸二

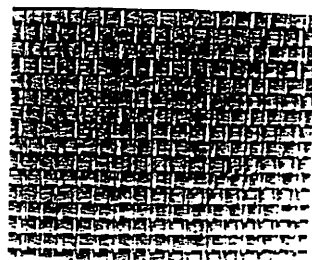


図15 皮弁服 絹地紗 組織 拡大図(河上繁樹原図)

実物を見た私の感じでは、

「皮弁服は、共裂で、領・標・襖・裾をつけている」

と、いつても支障はない。ただし、緯と大紅とが、全く同じ色なのかどうか、仮に同じ色として、それを緯といい大紅ということによって身分差をあらわしているのか、については、今の私には判断することができない(27)。嘉靖十六年(一五三七)に、大紅の紵糸・紗・羅の服の着用に関する、厳重な制限が題准されている所からみれば、大紅の服は、気軽に着用すべき服装ではなかったことは、明白である。いずれにせよ、京都の妙法院に、〈大紅素皮弁服〉が現存しており、私共はそれを実見できたのである。

明会典の図では、皮弁服と常服の袍とは、袖の大きさが、それほどちがわないように感じられる。しかし、双方の実物を見比べると、皮弁服の袍を、仮に振袖とすれば、常服の袍の袖は、小袖ぐらいの感じであって、図だけでは、その差がよくわからないことが痛感された。

尚岡から尚豊までの、明代の琉球国王の御後絵の皮弁服は、原則的に、大紅素の大襟・大袖の袍である。領と襖は共裂であるが、標と裾は共裂ではなく、全く色の異なる別裂がつけられている(28)。後世の絵師によって、これら御後絵が描かれたのであるが、やはり王の姿をひきたたせたい、という気持が働いたのであろうか。標と裾の別裂だけが、故実とちがっていて惜しまれる。

尚貞以後の、清代の琉球国王の皮弁服は、領・標・襖・袍(以下、縁と総称する)は、すべて別裂がつけられている。明の定制とは、明らかにかけはなれてしまっている。

尚貞の皮弁服は、縁のすべてが、別裂で作られている、という点を除けば、明の制に近い。両袖の間の下方に、正面に〈八宝平水〉文がつけられており、その八宝平水文の両側には、四爪蟒文の下の部分のみとめられている(29)。これは、皮弁服の花様ではなく、多分、大綬であろうと思われる。そして、この大綬は、冊封の際に賜予された蟒緞から作られたものと推測される。

尚敬以後、皮弁服そのものに、さまざまな文様がみられるようになる。特徴的なものは、四爪また

本を通して織った箄目のある薄手の平絹であることから、この生地を絹地紗と呼んだのであろう。琉球国王へ頒賜された皮弁服も、成化七年(一四七一)、尚岡以降は絹地紗となっている。領標襖袍も、同じ紅染めの平織の紗を用いて縁取りをしている。これらからすれば、「本色領標襖裾」の本色は、共色を意味するのであろうか。ともあれ、これが緯紗袍であり、目録の大紅皮弁服一件に相当しよう。

河上は、研究者として、実に慎重に述べているのであるが、

は五爪の蟒文と、八宝平水文である。冊封の時に賜予された、蟒緞であろう。賜予の具体例を示す(30)。

国王

蟒緞二疋 青綵緞三疋

藍綵緞三疋 藍素緞三疋

閃緞二疋 衣素二疋

錦三疋 紗四疋

羅四疋

妃

青綵緞二疋 藍綵緞二疋

粧緞一疋 藍素緞二疋

閃緞一疋 衣素二疋

錦二疋 紗四疋

羅四疋

貝勒蟒袍圖 貝勒十國倫額駙下至文武三品官  
此州見



貝勒蟒袍藍及石青諸色隨所用片金緣通繡  
九蟒四爪貝子固倫額駙下至文武三品官奉  
國將軍郡君額駙一等侍衛蟒袍制同貝勒以  
下氏公以上曾  
賜五爪蟒緞者亦得用之

図16 貝勒蟒袍図 (「大清會典」図説)

蟒緞二疋が賜予されているが、この蟒緞で、尚貞の皮弁服が作られたと考えると、御後絵の皮弁服の文様の説明がつく。清代の首里王府の小細工奉行所の職掌のひとつに、唐衣装の仕立てがあったから、そこで製作されたものである。琉球国王に頒賜された蟒緞は、『清會典』図説からみて、「貝勒蟒袍図」に相当するものである。貝勒から文武三品官までと、奉國將軍・郡君額駙・一等侍衛の蟒袍は、同じものであったからである。この蟒袍を仕立てるための蟒緞二疋が、生地そのまま頒賜された。緞とは、宋と明の紵糸、つまり先

練り先染めの朱子組織の絹織物のことである。これには、四爪の蟒九つが刺繡されている。そして、裾に近く八宝平水文がある。蟒緞一疋とあるが、私は、一疋は冬用の緞子、いま一疋は夏用の紗ではなかったかと想像している。それは、王家には、御蟒緞と御蟒紗という言葉があったからである。清朝廷から賜予された蟒緞を用いて、皮弁服を作ったとすれば、尚貞の皮弁服の地は、藍色であった。しかし、王家には、皮弁服の地に、藍だけではなく、赤紫・黄・黒などもあったといわれているから、清朝廷の賜予の外にも、中国から蟒緞を仕入れていたことも考えられる。とすれば、御蟒紗というのも、清朝廷の賜予以外の仕入れ品の可能性もある。清朝では、地色の明黄は皇帝、金黄は皇子の色であって、貝勒は金黄の地を用いることは許されなかった。琉球国王が黄地の皮弁服を着用することは、故実にそむくおそれがある。正式なものとしていえば、明代の琉球国王の皮弁服は大紅色で文様はないもの、そして清代のものは、地色が藍色(31)ということになる。

琉球国王に、龍衣とか、龍文の織物が賜予された、などと書く人が、琉球を研究する人の中にはいる(32)。だが、琉球国王に龍衣・龍文が頒賜された事例は、全くない。逆に、琉球国の朝貢使一行の者で、ひそかに会同館で、織金蟒羅の服を仕立てさせようとしたことさえ、明朝では問題化している(33)。つまり、明朝では琉球国王に、蟒衣の頒賜さえなかったのである。清朝になって、蟒袍が広く用いられるようになり、それに伴って、はじめて琉球国王に蟒緞が賜予された。つまり、清朝になっ

て、琉球国王は、蟒袍を着用する資格が与えられたのである。

龍衣・龍文を論ずる場合、龍・蟒・斗牛・飛魚を、しっかりと区別した上で、慎重にあつかわないと、実体とかけはなれたものになる危険性がある。いまの琉球学とその周辺分野で、龍・蟒・斗牛・飛魚を完全に区別した上で、論述したものは、ほとんど見当らない。『沖繩大百科事典』や『沖繩文化史辞典』の服飾関係の記述も、そのほとんどを龍としてしまっている。

尚敬の皮弁服は、縁はすべて別裂がつけられている。両肩に正蟒が一つずつ、大袖の真中に行蟒をそれぞれ一つと、八宝平水文の部分、裾の上には行蟒とともに、中央に八宝平水文がある。これまた、清朝廷よりの頒賜の蟒緞によって製作された皮弁服であろう。

尚貞の御後絵と比べて、著しいちがいは、蟒が五爪であることである。『清会典』冠服によると、皇帝と親王は龍文を用いるが、親王世子からは四爪の蟒となる。たとえ、五爪を賜っても、親王世子以下は、それを蟒とよぶ。『清会典』図説の冠服の「貝勒蟒袍図」に、「貝勒以下、民公以上、曾つて五爪の蟒緞を賜った者は、また、これを用いることを得」とある。尚敬の冊封の際には、五爪の蟒緞が頒賜されたと考えられる。

尚敬の五爪の蟒緞によると考えられる皮弁服は、それが定制化する傾向にあり、尚穆と尚灑は同じ皮弁服を着用している。尚育の皮弁服は、藍地の無文の部分は今全くなくなり、皮弁服全体に文様があ

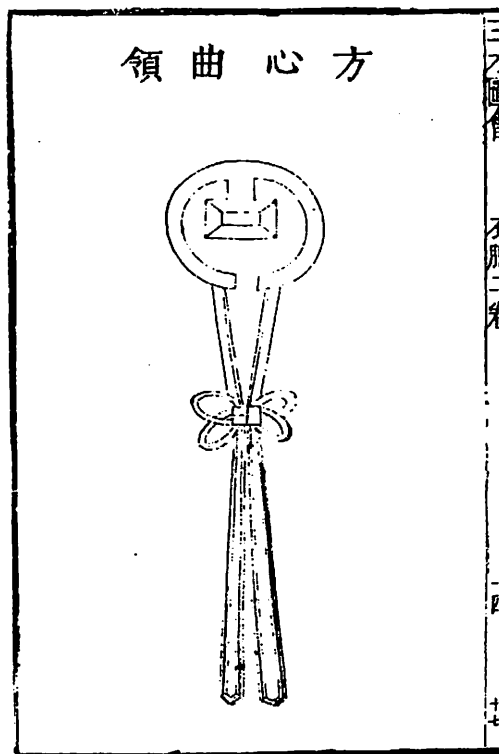


図17 方心曲領 (『三才図会』)

る。しかし、文様の配分そのもののおおよそは、尚敬の例にならっていると思われる。

清代の琉球国王の皮弁服は、明代の皮弁服とは、似ても似つかわぬものとなってしまうている。時代の変遷のしからしむるものとして、それはそれでよい。しかし、琉球国王の皮弁服を記述するほとんとすべてが、清代の変容したものを、あたかも、それだけであったかのように記して、明代の定制に一言も触れないのは、片手落ちもなほだしい。由来記が

《聖王（明朝之御装束なり）》

と記しているが、由来記の筆者は、はたして明の定制の皮弁服を知っていたのであろうか。京都の妙法院に、明代の琉球国王が着用したのと同じ皮弁服が保存されているのである。琉球の歴史と服飾を記述する者は、この明代の皮弁服について、正しく記述した上で、清代の皮弁服の似ても似つかぬ変容にふれるべきであらう。

### 方心曲領

頒賜の目録には出てこないものであるが、明代の御後絵では、琉球国王と、その左右に侍立する笏（しやく）を持った臣が、方心曲領を着用している。清代になると御後絵から、この方心曲領は消える。

方心曲領というのは、皇帝や官員の、朝服の上の領飾りである。漢代の曲領が変化したものといわれ、白い羅で制作される。これを使う時は、頸に通してかぶせ、衣の領（えり）がもりあがらないようにする。





図18 方心曲領着用例  
 (「三才図会」)

皇帝の場合は、通天冠や遠遊冠を着用した時に用いられ、官員は朝服を着用する時に用いたといわれる。たとえば、『唐六典』二六の遠遊三梁冠、『新唐書』車服志、『宋史』輿服志三の皇帝通天冠といった項に、方心曲領の着用 of 記述がある。明会典で方心曲領の使用を明記しているのは、「冠服」三の文武冠服の「祭服」だけである。

《文武官の陪祭服は、一品から九品まで、青羅の衣、白紗の中単、ともに黒の領縁を用いる。赤羅の裳は黒の縁。赤羅の蔽膝。方心曲領》と、ある。家用の祭服では、三品以上の者は、方心曲領をとることになっている。

皮弁服を着た琉球国王が、方心曲領をつけているのは、明会典からして、おかしいのではないのだろうか。絵師が、中国の人物像から、故実と関係なく、方心曲領を描き加えたのではなからうか。

### 素白中単

中単は、祭服や朝服の下着である。はじめ、中衣とよばれていた。皮弁服の無地の白い下着は、御後絵では見ることのできない部分であるが、妙法院の秀吉の遺品の中に保存されていた。

明会典から、皮弁服の中単をみると、

《中単は、素の紗で作る。深衣(34)の作り方と同じである。領・襟・襖・裾は紅。領には敝文を織る》

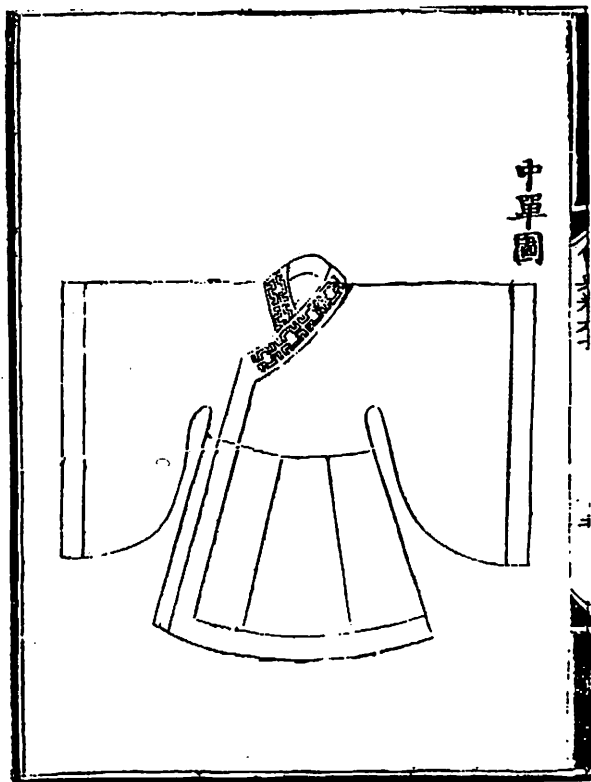


図19 中單 (明会典)

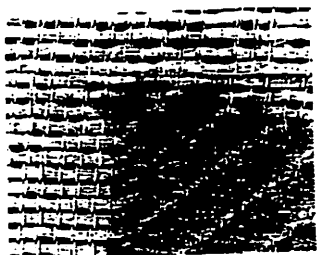


図20 中單 絹地紗 織文縫取織部分  
(河上繁樹原図)

表4

中 単	敵数
皇 帝	13
皇 太 子	11
親 王	11
親王世子	9
郡 王	7

とある。ただし、領の敵の数は表四のように異なる。琉球国王の皮弁は、郡王相当であるから、それに相応して、中單の領には、敵文七つが織り出されていたことになる。敵文は、青と黒の色系で形成する。河上の記述を紹介する。

《中單は、絳紗袍のなかに下着であり、白の紗でつくり、形はほぼ絳紗袍に近いが、深衣の如くであるように、大襟・大袖で、腰から下は襷をとるように縫い合わす。妙法院にはこれに合致する遺品がある。生地は、絳紗袍と同様の白の絹地紗、領襟襷裾は紅の絹織地で縁取り、襟の部分には七つの敵文を青と黒の二色の絵緯糸でもって縫取織にしている》

冕服では、外から見えるように、玄衣や青衣や裳に、十二種から五種までの文様が刺繡されているに反し、皮弁服は、見える範囲は無地の大紅色で、人目にふれにくい中單の襟にだけ、十三から七つまでの敵文が織り出されている。高い文化の国の、しゃれたデザインのように感じられる。

纁色素前後裳

勅諭の品目に、皮弁服のセットの中で、大紅と纁の二つの色が書いてある。河上は、大紅は紅染に

紅裳圖



図21 紅裳 (明会典)

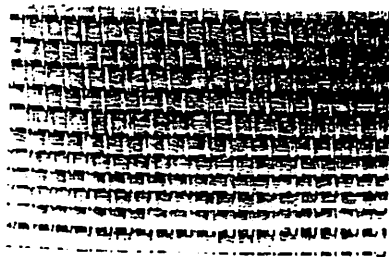


図22 裳 絹地紗 組織拡大図 (河上繁樹原図)

よる赤色、縹は薄い紅色と記述している。しかし、中国で、大紅と縹とに、はっきりとした区別を立てているか否かは、今の私にはわからない(27)(35)。

裳とは、わが国の袴に当るものである。冕服の裳には、表三のように多くの章が刺繡されるが、皮弁服の前後裳には、章はあらわされていない。

明会典は、裳についてこう記す。

〈紅裳は、冕服の内裳の制と同じである。しかし、章数は織らない〉

ここでも、皇帝から郡王までの裳は紅で、琉球国王の裳は縹色なのである。皇帝から郡王までの裳が縹色なのは、表三にあるように冕服の時の裳である。〈五章の皮弁服〉とか〈縹色の裳〉という言葉づかいの中から、〈袞冕は頒賜していないが、しかし、冕服からいえば〉といった配慮を、私は感じさせられる。

河上は、裳についてこう記述する。

〈この裳も妙法院にあり、絳紗袍や中車と同様の絹地紗でつくられ、現状では淡い紅色を呈している。腰(紐)はやや暗い赤色の平絹である。素とあるように、この裳に文様はない。〉

腰佩

御後絵を考察する場合、蔽膝・綬・玉佩・大帯をそれぞれ独立させるよりも、〈腰佩〉の名で一ま

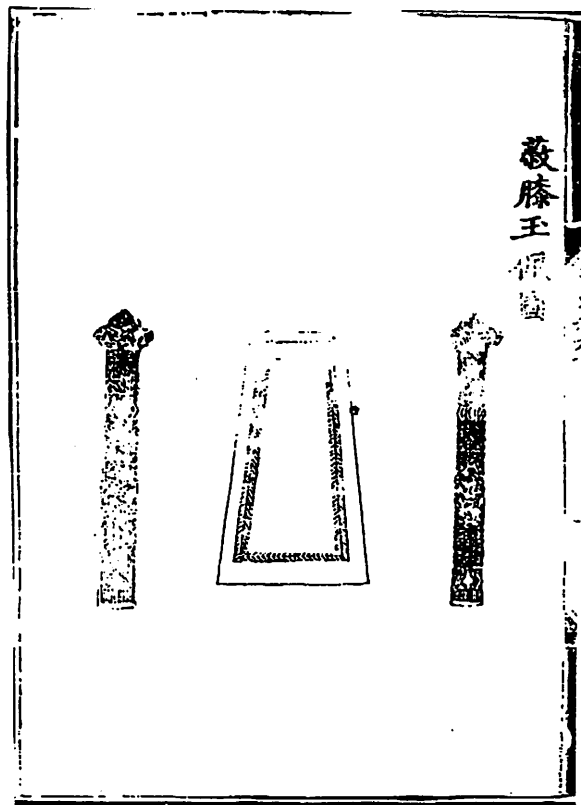


図23 蔽膝・玉佩 (明会典)

とめにした方がよい、と考えられるので、このようなタイトルにした。

〈緋色素蔽膝〉の蔽膝とは、文字どおりヒザオイである。古代の蔽膝は、韋なましがで作られており、下の広さが、二尺、上が一尺、長さが三尺あった。天子と諸侯は朱、大夫は白、士は爵色しやくしきの韋を用いたといわれる。朱が最も尊い色という伝統が、緋色に伝えられているのであろう。明会典の皇帝の皮弁服の蔽膝は、

〈蔽膝は裳の色に従う。本色の縁がある。玉鉤が二つある〉

と、ある。皇帝の裳は紅色だから、蔽膝も紅色である。郡王は、

〈蔽膝は裳の色に従う。本色の縁がある。紉(36)があつて、縫中に施されている。その上に玉鉤が二つある〉

と、ある。玉鉤は、帯にひっかけて、蔽膝をさげるものである。

河上は、次のように記述している。

〈蔽膝は跪拜のための膝掛けで、裳の上に前掛けのように着けた。裳と同じ色、つまり緋色で、素とあるから文様のない淡い紅色である。紉は組紐で、これを伏せ縫いにして飾った。玉鉤全とは、玉珮が付属することであろうか。〉

玉珮は、蔽膝ではなく、綬とセットになっているはずである。尚円と尚真の〈佩帯〉、尚清とそれ



図24 綬 (明会典)

後の〈綬〉は、玉佩をさげるもので、〈玉玎璫〉こそが玉佩なのである。つまり、佩帯または綬を、金の止め具で帯にさげ、それに玉佩をつりさげる。妙法院には、蔽膝は保存されていない。

〈藍色粧花錦綬〉の綬とは、官職をあらわす印章とか、玉佩を帯るための組紐のことである。明会典の皇帝の皮弁服の綬は、冕服の内制と同じとしており、そちらの方は、

〈大綬は、六采で、黄・白・赤・玄・縹・緑の六采で、地は縹である。皇太子以下郡王までは、赤・白・縹・緑の四采で、地はやはり縹である。小綬は三色で、皇帝から郡王までかわらない。皇帝は玉環三を、皇太子以下郡王までは玉環二をほどこし、また、皇帝から親王までは龍文をつける。綬は紐で作と、ある。郡王も冕服の内制と同じで、

〈大綬は四采で、赤・白・縹・緑。縹の地である。小綬は三采。間に二つの玉環を施す。すべて織成である〉

と、ある。

## 珮玉



図25 玉佩 (右、三才図会、左、妙法院)

られるのであるが、明会典は、すべて織成するとしている。一般的には、大綬は、地のこまかい綬帯であり、小綬は地のあらひ綬帯なのであるが、既述のように〈織成である〉ことと、〈粧花(37)錦〉であることからすれば、絹織物であったことがわかる。

玉叮瑤が玉佩である。妙法院には、玉佩が二旒一組保存されている。これは、雲龍を彫った玉六個を、四色の珠を通した紐でつなぎ、歩くにつれて、〈たまゆら〉の音をたてるようになっていた。玉

それぞれに名がついており、その形も定まっているが、ここではふれない。くわしくは、明会典の冠服、皇帝の袞冕の項の〈玉佩〉を参照されたい。

皮弁服の玉佩にも、雲龍文を刻むのは、ひとり皇帝だけであって、皇太子以下郡王まで、皮弁服の時につける玉佩には、雲龍文はない。ところが、秀吉の遺品の玉佩には、雲龍文がある。これは、無文の玉佩が間にあわないために、冕服用の玉佩で間にあわせたのであろう。

〈紅白素大帯〉は、明会典では、冕服と同様となっていて、皇帝のものをみると、

〈大帯は、白が表、朱が裏で、腰に当たる部分と垂れる部分には、すべて紳がある。上の紳は朱色、下の紳は緑色である。紐約(38)には、白の組紐を用いる〉と、ある。これが郡王になると、

〈大帯は、白が表、朱が裏である。腰に当たる部分と垂れる部分には、すべて紳がある。上の紳は朱で、下の紳は緑である。紐約には青い組紐を用いる〉

となる。つまり、皇帝だけが紐約の組紐が白で、皇太子以下郡王までは青である。妙法院には、大帯は保存されていない。

〈束帯〉は、頒賜目録では、皮弁服一套の中にはなく、常服一套の中に〈犀角帯〉として記されて

いる。しかし、明代の琉球国王の御後絵は、すべて玉帯が犀帯を着用しているので、ここで述べておく。

明会典には、皮弁服一套には、帯は大帯のほかはない。常服では、皇帝以下郡王まで、すべて玉帯をする。公服のとき、公侯駙馬伯と一品官は玉帯をする。

琉球国王へ常服用として頒賜された〈金箱犀角帯〉は、時代により〈金相〉とか〈金廂〉とも書かれるが、黄と黒または白と黒の花文のある犀角の部分プレートにし、その周縁を金でかこんで革の帯につけたものである。明代は、二品の官の束帯であった。琉球国王を冊封する正副使は、玉帯の着用が許された。琉球国王は犀帯であるから、正副使の方が品位は上であった。

以上、腰佩のひとつについて述べた。以下、それらについて、御後絵を検討する。

明代の琉球国王の腰佩の様相は、二つのパターンに別れる。ひとつは、尚円・尚真・尚豊に共通するパターンで、仮に尚円型とよぶ。いまひとつは、尚元と尚寧に共通するパターンで、仮に尚元型とよぶ。

尚円型は、上腹部に玉帯らしい束帯をしている。そんな高い位置に束帯をしているのであるから、当然、その束帯に何かを繫いで、つりさげているということはない。中央正面の、皮弁服の裾とみられる下から、花文のある織物が垂れて、両足の高さに及んでいる。両足にはいた鳥から、すこし離れ

た外側に、同じ花文の一对の織物が垂れている。この三つの織物は、束帯からではなく、見えはしないが、腰に締められた大帯からさげられていると考えられる。尚真の御後絵は、左右の腰からさげられた花文の織物は、大きい裾にかくされて見えない。

左右の腰からさげられた花文の織物は、尚元の御後絵にも同様にさげられていて、それには玉佩がついているから、それを綬としてあやまりではあるまい。正面中央の花文の織物は、花文がある、という点からして、それを蔽膝とすることは困難である。中央正面を大綬、左右の腰からのものを小綬とすれば、明会典の記載とは矛盾しない。つまり、大綬も小綬も〈織成する〉とあり、目録も〈粧花錦〉とあるからである。尚円型の場合、蔽膝は、皮弁服の裾に隠れているのであろう。

尚元型は、束帯を下腹部にしまっており、四角い花文のあるプレートから、犀帯と考えられる。犀帯の下に、皮弁服と同色の、縁飾りのある四角い織物が、前掛けのように垂れて、両足の鳥の上に及んでいる。これは蔽膝である。それを大綬とするには、目録の〈粧花錦〉の言葉と矛盾する。左右の腰からは、綬がさげられており、その綬には玉佩がついている。

尚円型であれ、尚元型であれ、目立つ形で束帯がしまられている理由は、今の私にはわからない。強いていえば、嘉靖八年（一五二九）定の皇帝冕服の記載に、

《大帯は、表が白で、裏が朱である。上は朱で縁どり、下は緑で縁どる。錦を用いない》

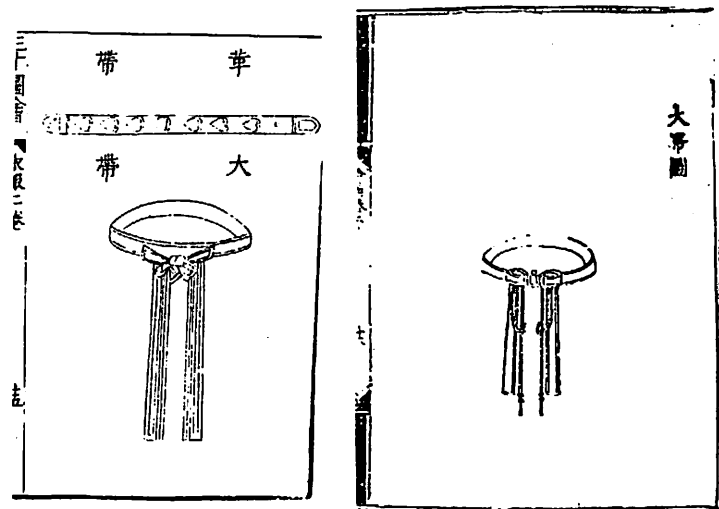


図26 大帯（右、明会典、左、三才図会）

〈革帯は、前に玉を用い、その後には玉はない。佩綬を繫いで、これをおおう〉  
と、あり、大帯と革帯が併用されている。このことと、何らかの関連があるのであるうか。

清代の琉球国王の御後絵のうち、既述したように、尚貞の皮弁服は、縁をすべて別裂でつけてはいるが、まだしも明の制を残しているといえる。ここで注目されるのは、唯一、明制の大帯をしめていることである。下腹部の正中で紐約され、そこから二本の大帯の垂れがさがっている。しかも、四つの環を、それぞれ後から前へとくぐらせている。環は玉環と思われる。正面に玉環を

つけて、大帯からさげるものは、綬であるから、大帯に綬がさげられていると考えてよい。ただし、綬の玉環は、皇帝は三つ、皇太子から郡王までが二つであるから、四つというのは、多過ぎる。左右の腰から、玉佩をさげている。

尚敬以後、御後絵の琉球国王は、にぎやかな皮弁服の共裂で作った蔽膝を正面に垂れており、左右の腰から玉佩をさげている。ところが、帯は大帯でも束帯でもなく、組紐の帯をしており、紐を結んで下に垂らし、二つの総が飾られている。清代で、これに相当する帯は〈糸帯〉であろう。覚羅は紅糸帯をし、特賜の者は黄帯をした。公卿以下、多くは藍糸青帯をした。琉球国王もそのような色であったであろうが、モノクロームのため、判然としない。石青・油緑・織金のももであったようである。「清会典」やその図説と事例には、行帯以外に帯の説明はなく、糸帯の知識は得られない。明代には、皮弁服にこのような帯をしなかつたことは、まちがいない。

### 大紅素紵糸鳥及び鳥

鳥は、底が二重底の履物をいう。これに対し、屨は、底が一重である。古代の鳥は、夏は葛、冬は皮で作られた。祭礼などで、長い時間、泥の中に立っているために、二重底の鳥をはいて、湿気を防いだのだが、上層は麻か皮を用い、下層には木を用いた。わが国では、正倉院御物に〈納御礼履〉が



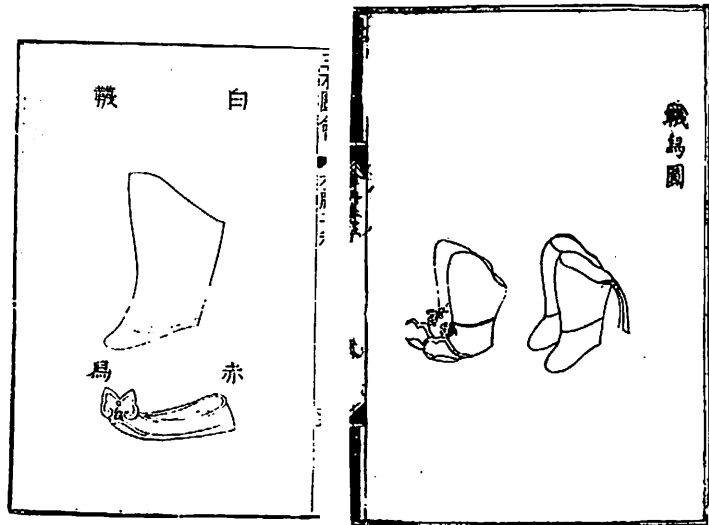


図27 鳥と襷（右、明会典、左、三才関会）

あるが、まぎれもなく現存する最古の紅鳥ではあるまいか。日本では、鳥をへはなだかぐつ」と訓じ、礼服に用いられた。ただし、僧侶の用いる鼻高は、木履になってしまっている。

明会典では、皇帝は冕服の時は、

《鳥は、黒い<sup>くろい</sup>絢<sup>あざ</sup>を用い、同じ生地である。黄色で鳥首を飾る》

とあり、皮弁服の鳥も同じである。

皇太子から郡王までは、鳥の色は赤で、その絢は黒という点は、皇帝とちがいはない。ただし、鳥首の飾りは黒色で、皇帝の黄色とはちがう。

妙法院には、鳥が保存されていた。河上は次のように記述している。

《目録の鳥は、大紅であるから赤色であり、素紵糸つまり文様のない縹子でできていて、くつしたが付属していた。妙法院には、赤いくつしたはないが、鳥はのこっている。表は紅縹子で、鳥の先に絢をつけ、口や甲の縫い目は、茶色の糸で玉縁風にかがっている。くつ底は白縹子で、爪先と踵の部分に、茶糸を丸めたすべり止めを縫う》

私が実物を見た感じでは、『三才関会』の古代の鳥ではなく、明会典の図の筒長の鳥である。河上の記述の茶糸というのは、黒い色が退色してそうなったものと思われる。

御後絵では、明代の琉球国王は、すべて鳥をはいている。見えないが、鳥の下には赤い襷をはいていた。赤い鳥で、鳥首の絢が黒、という明制から見ると、尚円・尚真・尚豊の鳥は、その制になっっているが、尚元と尚寧の鳥首の絢は、黒ではない。モノクロームで、それ以上の区別はできない。もしその絢が、黄色でもあれば、大変な故実やぶりということになる。

清代の御後絵の琉球国王は、すべて鳥ではなく、靴をはいている。明代では、靴は、常服と公服の時にはくものであった。この時の襷は白である。靴は革製である。

襷は、靴下・足袋に相当する。わが国ではへしとうず」と訓じ、これはシタウズの音便で、更にい

えばシタグツの音便である。琉球では唐足袋とうせんちぶひといい、一尺あまりの長筒の足袋であった。靴に対応した襪である。

明会典は、皇帝の皮弁服の襪は、冕服の内制と同様で、《赤色》と記すだけである。そして、郡王まで、すべて赤色とある。

妙法院には、赤い襪は残っていない。残っているのは、白羅紗でできた長筒の靴下である。明会典の織造の《白羊毛氈襪》に相当すると、河上は記している。日本の冬には温かくてよいが、とても琉球では使用できるものではない。

### 丹礬紅平羅金夾包袱

これは、皮弁服などを包む風呂敷に相当するもので、四条頒賜されている。明会典には記述はなく、また妙法院にも残ってはおらず、いわんや、御後絵にあらわれる品ではない。河上の記述だけを紹介する。

《丹礬はその色で、『大明会典』卷二〇一・工部二一から、蘇木・黄丹・明礬・梔子を用いて染めた色であることがわかる。蘇木一斤に対して、黄丹四両、明礬四両、梔子二両を用いた。明礬は媒染剤で、染料の蘇木は赤紫に染まり、梔子は黄色に発色する。黄丹は鉛丹とも呼ばれる鉱物質の顔料である。丹礬紅はやや黄味がかった赤茶色になる。この風呂敷の生地は羅で、丹礬色に

染めたうえで銷金つまり日本でいう印金いんきん(39)で文様を付けたのである。夾は裏地あわせがついた袷あわせのこと。残念ながらこの包袱は現存しない。

### 皮弁冠服の着用

明代、琉球国王に頒賜された皮弁冠服は、毎年、正月元旦、冬至および万寿聖節(皇帝生誕日)には、国王がそれを着用して、紫禁城に向って遙拝した。これに関する儀注は、『大明集礼』三一賓礼一に、《蕃国正旦冬至聖寿率衆官望闕行礼儀注》として記述されている。集礼では、国王は袞冕を着用するように指定されているが、琉球国王に頒賜された最高の礼服が、皮弁冠服であったために、当然、琉球では、これら三大節には、皮弁冠服で国王が遙拝し、百官がこれに従ったのである。

清代になっても、同様の儀礼が継承されたことは、『琉球国由来記』一の王城之公事の正月の《朝拝御規式》と、十一月の《冬至》に記されている通りである。元旦は、《患方に向って》とあるが、冬至は、

《聖上は玉庭において、北極を拝せられる。規式は元旦と同じである》

と、あって、明代同様、紫禁城への遙拝であった。

琉球国の王権とその秩序が、薩摩の藩主とも、江戸の將軍とも、京都の天皇とも関係はなく、中国の皇帝に由来するのだ、という心意がこめられており、それなればこそ、清代になっても、なお、似

でも似つかぬ皮弁冠服を着用して、北極つまり中国皇帝を遙拝したのであろう。

### まとめ

琉球国王の皮弁冠服について、明会典の冠服の記述、豊臣秀吉の遺品の唐装束、御後絵の三者を、比較検討した。

明代の琉球国王の御後絵の皮弁冠服は、明朝廷から頒賜されたものを、そのまま着用して、その姿が描かれているものと考えられがちであるが、標と裾に、大紅素の共裂ではなく、花文のある別裂が用いられていることと、玉帯または犀帯をしていることが、明の定制とは異なると考えられる。

清代になると、琉球国王は、琉球で製作した皮弁冠服を着用するようになる。皮弁は著しく変容し、遂には、明の皇帝を遙かに上まわる飾りをつけて、似ても似つかぬものとなる。皮弁服もまた、明の定制の大紅素ではなく、清朝廷から頒賜された蟒緞から作製されたと考えられる、似ても似つかぬものとなる。履物も、鳥ではなく、靴になる。

清代になっても、観念的には、琉球国王ひとり、明制の皮弁冠服を着用しつづけたと考えがちであり、由来記も《明朝之御装束ナリ》と記しはするが、御後絵で見ると、清代になると、その皮弁冠服は似ても似つかぬもの、換言すれば、時代的に著しく変容したものになっていたのである。

小論に、多大の教示をいただいた京都国立博物館工芸室長の河上繁樹さんに深くお礼申しあげます。

### 注

(1) 『歴代宝案』一〇一〇六に、冊封の時の尚巴志と王妃への頒賜の品がある。ここには皮弁服はなく、常服だけである。宣宗実録一五宣徳元年三月乙卯に、尚巴志の謝恩使の実達魯らの特殊進貢が記録されているが、同月丙辰には、尚巴志が使を遣わし、「臣の祖父(武寧)が昔、朝廷の大恩を蒙って、王爵に封ぜられ、皮弁冠服を賜りました。洪熙元年、臣は詔をいただき、爵を嗣ぎましたが、(皮弁)冠服はまだ頒賜されてはおりません」と奏した。宣宗は、行在礼部に命じて、定制を参照して、作製して賜ったことが記録されている。宝案一〇一〇七、一一二一〇三・〇六、一一一六〇二・〇九参照。

(2) 豊臣秀吉への冊封の詔は、現在、大阪市立博物館に、勅諭は、宮内庁書陵部に保存されている。詔は、これまでにも幾度も展示され、私自身も小学生の頃から数度にわたって見ている。勅諭の展示は、平成十一年の特別展「妙法院と三十三間堂」が最初であった。

(3) 原田禹雄「琉球国王の皮弁」(『冊封使録からみた琉球』榕樹書林・二〇〇〇)。原田禹雄「明・清時代の琉球国王の冠服」(『南島史学』四八・一九九六)。

(4) 現在、読むことのできる明代の冊封使録は、

・陳侃「使琉球録」嘉靖刊本。原田禹雄訳注「陳侃・使琉球録」(榕樹社・一九九五)。

- ・郭汝霖「重編使琉球録」嘉靖刊本。原田萬雄訳注「郭汝霖・重編使琉球録」(榕樹書林・二〇〇〇)。  
 ・蕭崇業「使琉球録」万曆刊本。
- (5) 夏子陽「使琉球録」万曆刊本。原田萬雄訳注「夏子陽・使琉球録」(榕樹書林・二〇〇一)。  
 ・明実録の日付は、冊封使発令の日付である。詔勅の日付もまた、発令の日付であることが多い。論祭文の日付は、挙祭の日に書きこまれたと思われる。
- (6) 秀吉への頒賜の冠服が、琉球国王とかわりがなかったことは、そのことによつて、私共に琉球国王の装束の实物を知らしめるよすがとなった。しかし、本来的には、日本国王と琉球国王が、同一の冠服である、というのとは異例のことと思われる。日本国王の源道義(足利義満)には、亀紐の金印が、成祖から頒賜されている(太宗「四永楽元・一〇・乙卯」)。ところが、琉球国王には、駝紐の鍍金の銀印が賜子された。日本国王は、高麗国王・朝鮮国王と同格である。高麗国王には冕服が頒賜されており、朝鮮国王にもまた、亀紐金印と九章冕服が頒賜された(太宗「七永楽元・二・甲寅、太宗「七永楽元・六・辛未」)。
- (7) 副は、一組とか一揃いのものを数える数詞。一副は一組、一セットである。ここでは、皮弁冠と玉圭とが一組であることを示している。
- (8) 套は一揃を示す数詞。ここでは皮弁服から烏までの五件・一条・一隻をひっくるめている。件は、物を数える数詞で、衣類の場合は、一枚・二枚の枚に相当する。条は、この場合、袋の数詞である。隻は、この場合、対のものという数詞である。全は、「……つき」ほどの意で、そのものがそなわつて、一揃ということである。
- (9) 皮弁は、弁ともよばれ、弁の名は、前後が平らであることから出たといわれる。古代の弁は常礼の冠で、国君と卿大夫がかぶつており、美しい斑のある毛のついた鹿皮で作られた。「通典」礼志一七に「大業(六〇五―一六)年間に作られたものは、普通、烏漆紗が用いられた」とあり、すでにこの時代には、鹿皮ではなく、黒い紗がかぶせられている。
- (10) 明会典には縫とあるが、古くは縫いあわせの部分を含意といひ、この会に飾りをつける。皇帝は五采の玉をつけるが、これを「璫」または「綦」とよんだ。古来、天子は十二会十二璫であり、位階が下るにつれて運減した。
- (11) 「へかんむりまき」である。冠の下の部分を巻くものである。
- (12) 紘コウも纓エイも、冠の紐である。嚴密にいうと、紘は、一本の組紐の一端を、簪の左の部分に結び、もう一方の端を、頤の下へまわして、簪の右の部分で結び、その余った紐を、簪の右の下へ垂れさせて飾りとするものである。纓は、冠武の左右から、それぞれ一本の組紐を垂れ、頤の下で固く結ぶものである。皮弁の図には、紘と纓の双方がみられる。蝶々結びしてあるのが纓である。わが国では、冠の燕尾を纓とよび、天皇は立纓であるとか、文官は垂纓、武官と令外官は巻纓とかいうのであるが、中国の纓とは全くちがうことに注意する必要がある。
- (13) 天子の十二璫五采玉の定式は古い。古代の皮弁は、鹿皮を数弁に分ち、それを針と糸とで縫合した。冠

頂内は、別に象牙で支えを作り（邸）とよんだ。鹿革の突出した縫合部を（会）といい、会に紐を通して五采玉が飾られており、その玉を（璫）といった。璫の数と色は身分によって異なり、天子は十二璫で五采玉、諸侯は七璫三采玉であった。『通典』礼志一七には「頂上の縫には金梁がおかれ、梁の上には璫が加えられていた。天子は十二玉で作られていた。皇太子と一品は九璫、二品は八璫、以下六品までは、それぞれ一璫を減じて、玉で作る。すべて犀簪を通す。六品以下は璫はなく象牙の簪を通す」とある。古代の皮弁についていえば、『周礼』夏官・弁師に「王の皮弁は、会は五采玉の璫、象牙の邸で、玉の簪」とあり、漢の鄭玄の注には「天子の（皮弁の縫中）は、それぞれ五采玉十二を貫ぬいて飾りとする」「侯伯の璫飾は七、子男の璫飾は五、玉もまた三采、孤は璫飾は四、三命の卿は璫飾は三、再命の大夫は璫飾は二、玉も亦二采」とある。

- (14) 御後絵ウケイとは、先王の肖像画をいう。更に厳密に言えば、円覚寺の御照堂の壁画として描かれた琉球国王の肖像画、龍淵殿の掛物として描かれた琉球国王の肖像画、およびその子備として複写された尚家保存の琉球国王とそれに準ずる人の肖像画といえよう。その詳細は、鎌倉芳太郎『沖縄文化の遺産』（岩波書店・一九八二）の鎌倉のくわしい解説にゆずる。小論でいう〈御後画〉とは、この著書に掲載された、尚円以下の琉球国王の肖像画の写真と理解していただきたい。白黒写真であって、色彩は想像するほかはない。(15) 圭というのは、上がとがり、下が方形の、つまり将棋の駒を長くしたような形の玉であって、諸侯を封ずる信印である。

- (16) 『説文』には「圭は瑞玉なり。上は円く、下は角で、公は桓圭を執り、九寸である。侯は信圭を執り、伯は躬圭を執り、みな七寸である。子は穀璧を執り、男は蒲璧を執り、みな五寸である。もって諸侯を封ずる」とあり、段注には「圭の制は、上は正円ではなく、下の角に対して言っているので、上が円いというのである。上が円く下が角であるのは、天と地にのっとっているのである」とある。

(17) 地の部分は平織であらわし、文様の部分を斜文であらわした絹織物である。

(18) 斜文織、朱子織の他に、幾種類もの色糸や金銀糸を使って文様を織り出した紋織物の総称である。

(19) 明会典では、皇太子から郡王までは「以錦約其下井緇」とあり、それを「錦でその下をまき、ならびに袋とする」の意と理解した。

(20) 藻は十二章のひとつ。水草の文様である。普通は下裳につけられる。水草に文アヤがあるように、その文才を暗喩している。藻思・文藻・藻詠などの語にも、それが反映している。

(21) 粉米は十二章のひとつ。粉米とは白米のことで、点状の白い米の文様である。白米が人々をはぐくむことを暗喩している。

(22) 黼は十二章のひとつ。斧の文様で、刃の部分は白で、他の部分は黒であらわす。是非の判断ができることの暗喩である。

(23) 黻は十二章のひとつ。二つの弓が、互にそむいている形の文様である。旧説では、二つの己の文字を、背中あわせにした形ともいう。黒と青とがまじっている。人民が悪にそむき善にむかうことの暗喩である。

(24) 宗彝は十二章のひとつ。宗彝は宗廟の祭に用いる祭器で、鬱鬯の酒を盛る彝樽であるが、その二つに、虎と雉の文様が描かれた文様である。これを虎雉といわず、宗彝というのは、その方が言葉として美しいからである。虎が勇猛であること、雉が害を退ける力のあることに由来する文様である。

(25) 皇帝の冕服には、洪武十六年（一三八三）定・同二十六年（一三九三）定・永樂三年（一四〇五）定のほかに、嘉靖八年（一五二九）定のものがある。この場合、玄衣は六章で、日・月・星・山・龍・華虫、黄裳は六章で、火・宗彝・藻・粉米・黼・黻である。

(26) たとえば、唐代、皇帝は黄であった。宋代は、三品以上が紫、五品以上が朱、七品以上は緑、九品以上は青であった。明の公服の袍は、一品から四品までは緋、五品から七品までは青、八品と九品は緑であった。

(27) 大紅はわが国の〈くれない〉 bright purplish red である。『天工開物』三では、大紅は、紅花餅を烏梅水で煮出して、鹼水で数回澄ませて染める、とある。つまり、紅花には赤のカルタミンと、黄のサフロールイエローの二つの色素がふくまれる。黄色が水に溶けやすく、赤色はアルカリ性の水にあわないと滲出しない。灰汁につけ、酢で中和し、あと安石榴や烏梅などで発色するのである。緋とは、茜草や絳草で染める色とされ、わが国の真緋 *A. vivid yellowish red* で、染料は紅花ではない。茜草は、アカネ *Rubia cordifolia* var. *Mungia* (アカネ科) であるが、絳草というのは、臨賀郡から産出する染料となる植物、くらししかわからない。わが国では、紅花で染めた色が、紅ベニ、吳藍クレナイ・韓紅花カラクレナであり、茜で染めた色は本緋ホンヒである。わが国の茜は、中国を経由した印度茜である。現在、茜色とよばれている色は、西洋茜による色で、カーティナルと同じ色である。史游の『急就篇』の「絳纒絳紬糸紫錦」に対する顔師古の注をみると、「絳は赤色であって、古代には纒といた」とある。また『説文』糸部の「絳は大赤である」に対する段玉裁の注は「大赤というのは、現在、一般に大紅といわれているものである」とある。これらをすべて素直に信ずれば、大紅も絳も纒も、同じ色ということになる。河上は、大紅は紅染めによる赤い色、纒色はうすい紅色と記述している。実物から導かれた説明であろう。

(28) 領・襟・標・裾を〈純〉というが、普通は、純の部分は異った裂で縁取りして補強する。それが裝飾性を帯びると〈緑〉とよばれる。『爾雅』釈器に「緑とは純のことである」とあり、郭璞の注は「衣の縁飾りである」としている。要は、補強と裝飾のためにつけられている異なった裂の縁取りといえる。皮弁服は礼服であって、共裂で純を作る、と指定されているのである。明会典の「絳紗袍は、本色の領・標・襟・裾である」の言葉は、読みかえると、共裂以外を使つてはならぬ、ということである。

(29) 中国では、龍・蟒・飛魚・斗牛の区別が、はっきりとしているが、わが国では、何もかもをひっくりかえして龍とよぶことが多く、飛魚と斗牛については、ほとんど知識がない。龍は五爪二角が原則である。皇帝から龍衣を下賜された臣は、五爪のうち、一爪を除いて、これを蟒と称して、はじめて着用することを得た。逆に、四爪のものは、もはや龍とよぶことはできない。日本で描かれる龍は、ほとんどすべて四爪か三爪なのであって、すべて蟒なのである。日本人は、ほとんど、真の龍を知らなかったといえる。蟒はもともと、無角無足が原則であった。つまり、純然たるインドニシキヘビ *Python molurus* (ボア科) で、中国南

部にも生息している。ところが、皇帝の龍衣をもらった臣下は、爪一つを減じて、これを鱗であるとしたために、鱗は限りなく龍に近いものとなった。清代になると、鱗衣が広く用いられるようになり、更に本文にも記したように、五爪の鱗袍まで用いられるようになった。しかし、皇帝とその子のほかは、五爪たりとも、決して龍といつてはならないのである。飛魚は、伝説の鱈魚の形が文様となったものである。『山海経』西山経に「観水ながれ西流して流沙にそそぐ。ここには文なる鱈魚が多い。そのさまは鯉のよう、魚身であつて鳥の翼をもち、蒼い文様であつて白い首、赤い口、つねに西海に出かけては、また東海に遊び、夜に飛ぶ。その声は鸚鵡のようである。味は甘酸っぱく、これを食うと狂を治す。これが現われると天下は大収獲となる」とある。これを文様にする時は、鱗首魚身で、爪は足だけ、尾は魚の尾の形をしており、トビウオ同様に羽がある。また、背景は水紋である。斗牛は、その体は龍に似て、鱗も爪もあるが、頭上の二角が、ともに下方に向つて彎曲している点が、龍の角と全く異なる。『三才図会』鳥獸五巻鱗介類に、斗牛の図と解説がある。

(30) それぞれの品目についての説明は、原田禹雄訳注『中山伝信録』(榕樹書林、一九九九)でしたおいたので、ここではくりかえさない。

(31) 『清会典』冠服によると、貝勒の朝服は藍と石青の諸色を用いるが、全体が藍色で、披領と袖が石青色である。石青は大青、扁青ともいい、青翠色で鮮明な感じである。

(32) たとえば、新崎盛敏「明清朝廷から琉球王に贈られた竜衣・竜文について」(『南島史学』二七・一九八六)

宇江喜ちか子「琉球の衣服文化」(『海洋文化論』凱風社、一九九三)など。

(33) 『憲宗実録』七九、成化七年三月戊戌。

(34) 深衣は上衣と下裳をひとつにして、深々と体をつつむようになったものである。古代では、大札の服以外では、卿大夫にとつて大切な服であつた。その寸法は、短かくとも肌が見えず、長くとも地につかない、とされていた。詳細は、尚秉和『中国社会風俗史』(秋田成明訳・平凡社東洋文庫一五一)参照。

(35) わが国では、ヘニバナ *Carthamus tinctorius* (キク科) の色素のカーサミンで染めた色を紅ベニとよぶ。紅花による染色は、退色しやすいのが欠点である。そのため、あらかじめ鬱金ウコンや黄檗キハダなどの黄色染料で下染めをした上で、紅が染色されていることが多かった。妙法院の皮弁服は、所々、シミがついているが、その部分は黄色い感じがする。わが国という纏ソヒは、vivid yellowish orangeで、灰汁媒染による茜染めである。わが国の本緋は、本来、茜染めである。媒染なしでは黄色、明礬の媒染で橙黄色、灰汁アクの媒染で緋色に染まる。もつとも、わが国では、深緋色は、紫草との交染である。わが国の纏は、このように緋のうすい色なのである。

(36) 纏はシユンまたはセンと発音する。丸打ちの紐、または平打ちの紐(真田紐)である。

(37) 粧花とは、地と文様とが、ちがった色で形成されているものをいう。河上は、纏色粧花錦について、「地色が薄い紅色で、粧花、つまり色糸で文様をあらわした錦である」と記している。

(38) 帯の交結する所に紐を通して、おさえ結ぶことである。

(39) 中国でいう銷金、わが国でいう印金は、文様の型に漆または膠の類をつけて生地におしあて、乾ききらないうちに金箔をあて、軽く押しして密着させ、乾燥してから、文様以外の金箔を除いて、生地に金の文様をあらわしたものである。生地に羅を用いるのが古風であり、わが国へも将来されている。京都国立博物館に〈応夢衣〉が保存されている。この宝相華唐草文の印金は、宋代の古印金の逸品である。